

〔Ⅰ〕 対商務省決定（相殺関税）

【事実の概要】

1991年10月1日、米国のマグネシウム生産企業Magcorpは米国マグネシウム産業を代表して、カナダからの原生マグネシウムと合金マグネシウムの輸入品に対する相殺関税賦課を求める提訴を行った。調査の結果、1992年7月13日、米国商務省のITA (International Trade Administration)は、SDI (The Industrial Development Corporation)と水道料金の支払免除の二つのプログラムによって与えられている補助金について相殺されうる利益があると判断し、カナダのマグネシウムの補助金付輸出が、米国産業に損害を与えているとして、相殺関税を課すことを決定した。この商務省の決定に対してカナダが異議を唱え、1992年8月10日、米加自由貿易協定1904条に基づきパネルが設置された。パネルは1993年8月16日に商務省とITAの相殺関税肯定決定を部分的に認め、かつ部分的に差し戻す決定を下した。

1. 当事者の主張

i. 申立人の主張（カナダ政府、ケベック政府、Norsk Hydro Canada Inc. (NHCI)）

a. Magcorpには原告適格がない

ケベック政府はMagcorpは原告適格がなく、少なくとも商務省はMagcorpの訴えが国内産業を代表して行われているか調査する必要があると主張した。ケベック政府の主張は以下の通りである。

- (1) Magcorpは国内の原生マグネシウム生産と合金マグネシウム生産の22%しか占めていない。
- (2) 訴えそのものが、国内産業の80%を占める他の二つの同業者の支持を得ていないことを示している。
- (3) 産業に占めるMagcorpの割合が小さいことと産業の支持を得ていないことは訴訟上の明らかな欠陥であり、商務省は関連する法律に違反している。
- (4) 商務省が原告適格の有無についての調査を拒否したことはGATTのパネル決定と相容れない。

b. 商務省の補助金の「特定性」の認定には問題がある

SDIプログラムが「特定の」企業または産業、あるいは企業または産業のグループに利益を与えているという商務省の決定は妥当ではない。特定性有りとの商務省の決定の唯一の根拠は、SDIプログラムの下でNHCIが不均衡な利益を得ているという認定である。商務省はProposed Regulationsのその他の要素も考慮し比較しなければならない。

★Proposed Regulations: “Four-Prong” Specificity Test

商務省は「特定性」があるかどうかの決定のため、次の分析を行う。

- (1) 補助金が法律上の(de jure)特定性があるか→法や規則によって特定の企業または産業あるいはそれらのグループに補助金が限定されているか
これによって特定性が認定されなかった場合、商務省は以下の要素を検討する。
- (2) ①プログラムを実際に利用している企業、産業またはそれらのグループの数
②支配的なプログラムの利用者、またはプログラムの下で不均衡に大きな利益を得ている企業、産業またはそれらのグループがあるか
③プログラムに基づいて利益を与えるにあたり、政府が行使する裁量権の範囲

c. 不均衡か否かの分析は企業ベースではなく産業ベースで行うべきである

商務省は不均衡かどうか（SDIプログラムの下でカナダの企業（NHCI）が不均衡に大きな利益を得ているかどうか）の検討を企業ベースではなく、産業ベースで行うべきである。その根拠は以下の通りである。

- (1) 商務省はなぜ産業ベースではなく企業ベースの分析を行ったのか説明していない。
- (2) 企業ベースでの分析は過去の商務省の慣行からの逸脱であり、少なくとも何故企業ベースで分析を行ったか説明する義務がある。
- (3) 本件の状況においては産業ベースの分析の方がより適切であった。

d. 商務省の補助金額の算定には問題がある

商務省は補助金の全額について相殺しうるとしているが、不均衡なのは補助金の一部であって、均衡な部分については相殺されることはない。相殺関税法の目的は、単に与えられた利益を相殺することであって、補助金を受けた企業を制裁することではない。

e. NHCIの贈与の割り振り期間の算定における商務省のIRS表の使用は妥当ではない

- (1) Ipsco事件において、CIT(Court of International Trade) は、(a) 商務省が企業の財の耐用年数を十分に反映していることを説明している場合、(b) IRS表の使用を認める公式規制が公布されている場合以外は、IRS表の使用は妥当ではないとした。本件では、

このどちらの条件も満たされていない。

(2) 商務省は提供された特定企業のデータが不十分であり、IRS表の使用は正当化されると主張しているが、そのような主張はIpsco事件で否定された。

(3) 商務省はIRS表の使用を求める規則に言及しているが、その規則は公布されていないので、Ipsco事件判決に反する。

ii. 商務省の主張

a. Magcorpの原告適格について調査する必要はない

(1) 商務省の慣行では、明白な産業の反対がなければ「産業を代表して」いるといえる。

(2) Suramerica 事件において連邦裁判所は申立てに産業の支持が必要であるという主張を退けている。

(3) 本件において申立てに対して反対を表明している者は存在しない。

(4) 商務省は調査を開始するか否かについて広範な裁量権を有する。

(5) Magcorpの申立てが「産業を代表して」いるか否かの決定に関しては、商務省の裁量の範囲内である。

(6) 商務省の判断がGATTと合致しているかどうかは、このパネルにおいて問題ではない。

b. SDI補助金には「特定性」がある

商務省は上記のProposed Regulationsに基づいて「特定性」の認定を行っている。

その際、Proposed Regulationsのすべての要素を考慮、比較する必要はない。一つの要素のみで特定性を認めることができる。

c. 不均衡か否かの分析は企業ベースで行うべきである

(1) 商務省は米国法によって、どちらに基づいて分析を行うかについて完全な裁量権を与えられている。

(2) 企業ベースでの分析を行うとした商務省の決定は過去の慣行からの逸脱ではない。

(3) 本件においては企業ベースでの分析の方がより適切であった。

d. 補助金額の算定は正当である

ここで問題となる利益とは贈与であるため、補助金の全額を相殺しうる。

e. NHCIの贈与の割り振り期間の算定におけるIRS表の使用は正当である

個々の企業の会計慣行の資料を用いると割り振り期間がそれぞれ異なる結果となる。商務省は割り振り期間の決定に際し、統一の方法を用いる裁量権がある。また、Ipsco事件判決に部分的に対応するものとしてProposed Regulationsを公布したので、Ipsco事件に

反してはいない。

【報告要旨】

1. マグネシウムの調査中にMagcorpのITCへの申立てへの反対は表明されていない。

Suramerica事件で、連邦巡回区控訴裁判所は、商務省はいつ調査を始め、いつ調査をやめるかを決定する広範な裁量権を持つと述べている。ケベック政府は、この商務省の決定はGATTと合致していないと主張しているが、商務省の行動がGATTやそのパネル決定と相容れない場合、それはGATT上の紛争処理の問題であり、このパネルの問題ではない。よって、Magcorpは原告適格を有するとする商務省の決定を支持する。

2. 商務省がProposed Regulations(2)(2)以外の要素を考慮していないというケベック政府の主張は誤りである。商務省はすべての要素を考慮したが、(2)(2)以外は特定性の認定にあたり必要ないと判断したのである。さらに、いずれにしろ、一つの要素で特定性が認められたなら、商務省その他の要素の検討を続ける必要はない。

3. 商務省はどちらのベースで分析を行うか裁量権を有してはいるが、それについて説明する義務がある。商務省は企業ベースの形式でケベック政府から情報を受取ったので、企業ベースでの分析を行ったと主張したが、これはこの質問の本質的な問題に答えていない。問題は、なぜ商務省が最初に企業ベースでの分析を始めたか、である。

過去のケースにおける分析がすべて産業ベースで行われているかどうかを検討する事はしないが、産業ベースでの分析が最も一般的であったことは認める（商務省もその旨述べている）。したがって、商務省は通常行われている方法から逸脱した理由を説明する義務がある。

ケベック政府が三点目に主張しているように、どちらの方法が適切であったかについては、パネルは判断する必要はない。それは、法令により商務省の決定事項となっている。

以上より、なぜ商務省が企業ベースで分析を行ったのかの点につき、パネルは差し戻し、より説得的な説明を求める。

4. Proposed Regulations § 335.44(a)は「…贈与を与えるプログラムにおいては相殺しうる利益は贈与の額である。」と定めている。同条はさらに、この規定の唯一の例外は、多

層プログラムであると規定しているが、SDIプログラムは多層プログラムではない。そして、補助金が贈与を構成するとの決定は商務省の裁量の範囲内である。したがって、商務省による補助金額の算定決定を認める。

5. 商務省の裁量は認めるものの、問題となっている企業の設備と関連する記録を調査せずに、IRS表に基づいて企業の財の平均耐用年数を判断する裁量は認められない。商務省が、本件において問題となっている企業の設備と関連する記録を調べたのかどうかについて、商務省に説明を求める。

以上より、パネルは以下の二点について差し戻し、商務省にさらなる説明を求めた。

(1) SDIプログラムの特定性の有無の決定にあたり、産業ベースではなく企業ベースで不均衡か否かの分析を行った理由

(2) IRSの産業設備耐用年数表を用いたことが、なぜNHCIが補助金によって得たNHCIの商業上、競争上の利益を反映しているのか（IRS表の使用の正当性）の説明

そして、差し戻された二点について同年12月14日の決定で判断が下された。

(1) について

① ITA にはどちらの分析を用いるかを決定する裁量権がある。

② 企業ベースの分析を始める前に、ITAは企業ベースのデータを持っていた。

③ 産業ベースの分析のためには、企業のグルーピングが必要であり、これは企業ベース分析で特定性が示された以上、不要な作業である。

という商務省の主張を認める。

(2) について

商務省が以下の記録を調べたことから、商務省による財務記録の審査は、IRS表の使用を正当化する合理性の範囲内であると結論づける。

① NHCIによって提出された財務記録の審査

② IRS表の財の平均耐用年数とNHCIのデータから得られる様々な割り振り期間との比較

③ その結果得られたIRS表によって要求された割り振り期間は計算された耐用年数の範囲内であるという結論

【解説】

1. Magcorpは原告適格があるか

i. 本件においてパネルは、商務省の行動がGATTやそのパネル決定と相容れない場合、このパネルの問題ではないとしている。GATTの過去の決定に先例拘束性がないとはいえ、NAFTAにおいてもGATTやそのパネル決定は参考にされるべきであり、本件においてパネルがこのような判断を下したことは、今後のNAFTAにおける紛争処理を考えたとき、問題となるのではないだろうか。

ii. 調査の開始に「産業の支持」は必要かという点について、WTO協定の規定に従えば、本件においては商務省に調査の開始を申し立てたMagcorpは米国内の原生マグネシウムと合金マグネシウム生産の22%しか占めておらず、Magcorpには原告適格はないことになる。NAFTAでは「産業の支持」についてこのような規定はおかれていないが、この点が将来問題となることも十分に考えられる。

a. 旧補助金コード第2条

「…調査は、通常、影響を受けた産業からの又は影響を受けた産業のための書面による要請に基づいて開始する。」とのみ規定されていた。

b. WTO協定（初めて調査の開始に必要な「産業の支持」について規定を置いた。）

→同種製品の総生産の50%以上である国内生産者によって支持されていれば、「影響を受けた産業からの又は影響を受けた産業のための」といえることになる。しかし、申立てを支持する国内生産者が同種製品の国内総生産の25%以下であるときには、調査は開始されない（11.4）。

2. SDI補助金の「特定性」について

i. 「特定性」の有無の判断について、WTO協定では米国の相殺関税法をとりいれて、特定性の判断に関する規定が設けられた。その中で具体的な判断要素が挙げられているが、本件で問題になっているように、これらの要素をすべて考慮しなければならないか、どの要素が重視されるかといったことは規定されていないので、このような点については更なる検討が必要であろう。

a. GATTでの過去のケース

補助金の「特定性」が問題になった事例として、Softwood Lumber事件がある。この事件では商務省はProposed Regulationsの(2)②に基づいてのみ「特定性」を認定したことから、パネルは③④の要素も考慮すべきだと判断した。

b. この点に関するGATTでの取り扱い

イ. 専門家グループの勧告

旧補助金コード第4条の脚注14（「補助金の額を算定する基準を定めるため、署名国間で了解に到達すべきである。」）に基づき、1980年5月にGATTの補助金・相殺関税委員会の下に補助金額算定専門家グループが設立され、この専門家グループはいくつかの勧告を行った。そのうちの一つが特定性について扱っている（しかし、特定性についての勧告は一ヶ国の同意が得られなかったため委員会で採択されなかった）。

『輸出補助金以外の額の計算における特定性の概念の適用に関するガイドライン』

「関税および貿易に関する一般協定第6条、第16条および第23条の解釈および適用に関する協定は、政府による財政援助措置のうちの一定のもの（すなわち、「特定の企業に利益を与えるために交付される」措置および「通常、地域別または部門別に交付される」措置（第11条3））のみが補助金として考慮されるべきことを意図していたものと認められる。」

その上で、特定性の有無の判断に関していくつかの考慮すべき要素を挙げている。

- ・ 交付当局による財政援助措置に対するアクセスの制限の有無（(a)～(d)）
- ・ 交付当局の設ける適格性についての基準や条件の性格（当該基準に合致すれば自動的に適格性が与えられるかどうかなど）（(e)）

そして、このような証拠が非特定性の認定ための十分なガイダンスにならないときには、当該措置にかかる名目的な非特定性の背後にあるものを見極める必要があるとしている。

ロ. WTO協定

「1.2 1.1に規定する補助金は、次条の規定に基づいて特定性を有する場合に限り、第二部の規定または第三部もしくは第五部の規定の適用を受ける。」

そして、第二条では特定性の有無を決定する原則を述べている。

①補助金の交付対象を明示的に特定企業に限定している場合、特定性あり（2.1(a））。

②補助金交付の資格や額の基準や条件が、客観的に定められている場合、特定性なし（2.1(b））。

③上の原則適用の結果、特定性なしとなっても、特定性を有する可能性を信ずるに足る理由がある加盟国に対する救済として、その他の要因を考慮しうる。その他の要因とは、

- ・ 限定された数の特定企業による補助金制度の利用
- ・ 特定企業による補助金制度の圧倒的な利用
- ・ 特定企業に対する均衡を失した多額の補助金の交付

- ・補助金の交付を決定するに当たって交付当局が裁量的な方法をとっていること

(2.1(c))

④地理的に指定された地域内にある特定企業のみには交付される補助金は特定性あり

(2.2前段)

⑤一般的に適用される税率の決定または変更は特定性なし (2.2後段)

⑥第三条 (レッド補助金) 該当の場合は特定性あり (2.3)

3. SDI補助金の額の算定

i. 相殺しうる補助金の額はどの範囲か。相殺関税の額について輸入国は裁量権を有しており、かつ贈与の場合には禁止される補助金 (WTO協定でいうところのレッド補助金) であるとのコンセンサスがある。しかし、本件においてパネルは補助金が贈与を構成すると決定する権限は商務省の裁量であると、この点につき詳細な検討をすることなく、本件補助金が贈与に当たることを容易に認めているのは問題ではないだろうか。

a. 旧補助金コード

第4条1

「相殺関税を課するためのすべての要件が満たされた場合に、これを賦課するかどうかの決定および課すべき相殺関税の額を補助金の額に等しい額とするか又は補助金の額よりも少ない額とするかの決定は、輸入加盟国の当局が行う。相殺関税の賦課については、すべての加盟国の領域において裁量行為であることが望ましく、又、国内産業に対する損害を除去するため補助金の額よりも少ない額の相殺関税の賦課で十分である場合には、相殺関税の額はその少ない額であることが望ましい。」

b. WTO協定

19.2がこれと同趣旨の規定をおいている。

4. 妥当な割り振り期間について

i. GATTでの取り扱いはGATTの専門家グループが行った勧告の中に、割り振りおよび償却に関するものがある。しかし、本件で問題となっているようなIRS表の使用については触れられていない。

『割り振りおよび償却に関するガイドライン』 (1985年4月採択)

補助金を割り振るべき適当な期間を決定するための方法を一つに絞ることではできな

いとした上で、調査当局によって選択された方法は、妥当かつ一般的に受け入れられている財務・会計慣行に基づかなければならないとしている。そして、貸付および現金補助による補助金の割り振りおよび償却のためのいくつかの妥当な方法を示している。

〔Ⅱ〕対 I T C 決定（アンチダンピング税と相殺関税）

【事実の概要】

1991年9月5日、MagcorpはITCと商務省に「カナダとノルウエーからのダンピング又は補助金による輸入によって、国内マグネシウム産業は実質的損害を受けている」との申立てを行った。実質的損害を受けているとの肯定的な決定を下す際、ITCは調査対象となるカナダ産マグネシウムと競合する米国内の同種製品は、原生マグネシウム一種であるとした。したがって、調査対象となるのは、一つの産業のみ、すなわち、すべての原生マグネシウムの生産者となる。商務省はITCの判断に反対し、マグネシウムは二クラスまたは二種類あるとし、原生マグネシウムおよび合金マグネシウム両方が実質的な損害を被っている、またはその恐れがあるとの最終的判断を下した。しかし、結局ITCは同種製品は一つしかないとの最終決定を下した。そして、同種製品を判断する際、以下の六つの要素によって判断されるとした。

- (1) 物質的な特徴と用途が似ているかどうか
- (2) 産品間の代替性
- (3) 流通経路
- (4) 消費者および生産者の意識
- (5) 共通の施設、作業員を使っているか
- (6) 価格

これらの要素を検討して、ITCは以下の決定を下した。

「(5)、(3)、(1) ((1)のうち同じ成分を含んでいることと本質的な特徴が同じであること) といった要素は他の要素よりも重要で、かつこれらの要素を満たすということは、原生マグネシウムと合金マグネシウムが一つの同種製品を構成することを裏付けるものである。しかし、もし、原生マグネシウムと合金マグネシウムが二つの、別々の同種製品だと判断を下しても、両方とも実質的損害を受けていただろう。」

1. 当事者の主張

i. 《申立人の主張》（カナダ政府、ケベック政府、Norsk Hydro Canada Inc. (NHCI)）

a. 同種産品は一つとするITCの決定は実質的証拠に基づくものではない。ITCはマグネシウムは一種類ではなく、原生マグネシウムと合金マグネシウムの二つの類似した産品であるとの判断を下すべきであった。原生マグネシウムと合金マグネシウムが、ITCのいう「判断要素のうち、(5)、(3)、(1) ((1)のうちの本質的な特徴が同じであること) を満たす」という判断は誤りである。ITCは、六つの要素のうち、(2)、(4)、(1) ((1)のうちの共通の用途) の要素を軽視しており、また、(6)については検討されていない。

b. 「もし、原生マグネシウムと合金マグネシウムが二つの、別々の同種産品だと判断を下しても、やはり両方とも実質的損害を受けていただろう。」とするITCの決定はいかなる記録、および実質的証拠に基づくものでもない。

ii. ITCの主張

ITCの決定は実質的証拠に基づくものである。六つの要素のうち、満たしていない三要素、すなわち、原生マグネシウムと合金マグネシウムは一般的に代替性がなく ((2)×)、また共通の目的のために使用されておらず ((1)×)、消費者がその二つを代替性があるとはみなしていない ((4)×) といった事実は、原生マグネシウムと合金マグネシウムが一つの同種産品であるということを裏付ける要素に勝るものではない。たとえ、二つの同種産品だとしても、原生マグネシウムの生産者も合金マグネシウムの生産者も似たような状況にあり、結果として輸入品によって同じ様な影響を受けたに違いない。したがって、同種産品が一つであろうと二つであろうと結果は同じであっただろう。

【報告要旨】

1. ITCの「原生マグネシウムと合金マグネシウムが一つの同種産品を構成するという決定について」

ITCが示した六つの要素についてそれぞれ検討を加える。

i. a. 物質的な特徴

原生マグネシウムと合金マグネシウムは多くの本質的な物質的特徴を共有するとITCは主張しているが、ほとんど同じ成分から成るということが、原生マグネシウムと合金マグネシウムが一つの同種産品を構成するとの決定の直接的証拠になるとはいえない。

b. 用途

原生マグネシウムは他の金属を合金にするのに使われる。他方、合金マグネシウムは主に自動車部品等を作るために使われる。二つのマグネシウムの用途が異なることは、原生マグネシウムと合金マグネシウムが一つの同種産品を構成する根拠となるものではない。

ii. 産品間の代替性

原生マグネシウムは主にアルミ生産者やアルミ加工業者が買い求めるものである一方、合金マグネシウムを買うのはダイカスト業者であり、原生マグネシウムと合金マグネシウムは一般に代替可能ではない、というITCの答申は実質的証拠に基づくものである。

iii. 流通経路

ITCの提出したレポートによれば、二つのマグネシウムの最終用途市場は異なり、原生マグネシウムを購入する消費者と合金マグネシウムを購入する消費者は異なる。したがって、流通経路が同じであるとはいえない。

iv. 消費者意識

原生マグネシウムと合金マグネシウムには、代替性、共通用途がないということは、消費者が二つを同一視していないということである、というITCの判断は実質的証拠に基づくものである。

v. 生産過程、施設、作業員

調査対象となっているすべてのマグネシウムの生産工程は、第二段階終了までは同じであり、第三段階に入って初めて別々のラインになるので、これらの工程に携わる従業員も一般的に同じ場合が多いという証拠は、ITCの二つのマグネシウムが一つの同種産品を構成するという判断を支持するものである。

vi. 価格

ITCは、二つのマグネシウムは価格変動において何らかの関連性をもっていると主張しているが、ITCの提出したレポートはこのことを裏付ける統計的証拠を示していない。

以上、ITCが示した六つの要素についてそれぞれ検討した結果、「原生マグネシウムと合金マグネシウムが一つの同種産品を構成する」ことの根拠となる要素は、「二つのマグネシウムが同じ施設で生産されほとんど同じ施設を使い、また、同じ作業員を使うことが多い」ということ(5)だけである。この根拠だけでは、ITCが下したような判断を下すのには不十分である。従って、パネルはITC決定を支持する実質的証拠は見い出せない。

2. ITCの「同種の産品が二つあると認定したとしても、それぞれの産業がカナダからの輸入品により被る損害は変わらない」とする決定について

ITCは実質的証拠に基づいた適切な説明をしていない。したがって、パネルは十分な説明をITCに求める。その際、以下のことを検討することを求める。

- ・調査対象となっている輸入品の総量
- ・輸入品による国内同種産品の価格への影響
- ・同種産品の米国の生産者に対する輸入品の影響の大きさ

そこで次のように結論する。

- ・同種産品は一つとするITCの決定の根拠となる実質的証拠が少なすぎる。
- ・よって、ITCは原生マグネシウム産業、合金マグネシウム産業それぞれが被る損害を別々に見ていく必要がある。
- ・ITCが「原生マグネシウム産業、合金マグネシウム産業がそれぞれ実質的損害を被った」と主張するのには分析や説明が不十分なものとどまっている。ITCにこの決定に関してのより詳細な説明を求める。

パネルは、ITCに以下のことを要求する。

- (1) 米国内で原生マグネシウムを製造している業者が、カナダからのダンピングまたは補助金による輸入によって実質的損害を被った又はその恐れがあるかどうかについての詳細な説明
- (2) 米国内で合金マグネシウムを製造している業者が、カナダからのダンピングまたは補助金による輸入によって実質的損害を被った又はその恐れがあるかどうかについての詳細な説明

そして、ITCのさらなる説明の聴問の後、翌年1月27日のパネルで判断が下された。

(1) カナダからの原生マグネシウムの輸入に関するITCの肯定的損害決定について

申立人は、国内の合金マグネシウム産業と原生マグネシウム産業が被った損害は、輸入品以外の要素によって生じたという記録上の証拠を無視していると主張したが、パネルは原生マグネシウムの輸入に関するITCの決定は実質的証拠に裏付けられていると判断する。

(2) カナダからの合金マグネシウムの輸入に関するITCの肯定的損害決定について

カナダはITCの認定に関して次の点では争いがない。

- ・調査期間内に米国合金マグネシウム産業の成果が低下したこと
- ・カナダからの輸入品の増加、米国市場での輸入品のシェアの増加

・米国市場での価格の下落

争いがあるのは以下の点である。

- ①産業の下降状況を十分に説明している、他の市場要件をITCが考慮していないこと
- ②カナダからの輸入はノルウェーからの輸入を代替しているので、米国内産業に影響を与えていないこと
- ③米国市場におけるNHCIのシェアの増加は価格以外の理由によること

i. ①について

申立人は、「価格に敏感な市場における輸入品の増加が価格の低下を招き、産業に財政上の悪影響を与えたというITCの主張は単なる推測に基づいた主張であり、国内産業の成果に影響を与えた他の市場要素がある（ある国内生産者が提出したもの）のに、ITCはこれを無視している」と主張しているが、申立人が依拠した証拠をITCが無視したと結論する根拠はない。よってITCの主張を認める。

ii. ②について

1989～90年にカナダからの輸入品が押し寄せてきたとき、他国からの輸入は相対的に安定していた。したがって、カナダからの輸入品は追加的な輸入品を代表しているのであって、ノルウェーからの輸入を代替しているのではない。カナダの主張はすべての供給源からとカナダからの両方からの合金マグネシウムの船積みが増加したことを考慮に入れていない。よって、ITCの主張を認める。

iii. ③について

申立人は、1988～89年の合金マグネシウムの供給は不足していたので、顧客は将来の安定供給のためにNHCIから購入したと主張したが、ITCは、この申立人の主張は1988～89年の輸入品の増加と1991年のそれに続く増加を説明していないとして、この主張を拒否している。ITCは、考慮するいかなる特定の要素の重要性も決定できる広範な裁量権をもつ。したがって、ITCの主張を認める。

【解説】

1. 「同種の産品」について

ITCは、六つの要素を検討し原生マグネシウムと合金マグネシウムが一つの同種産品を構成すると主張している。六つの要素とは、

- (1)物質的な特徴と用途が似ているかどうか

(2) 産品間の代替性

(3) 流通経路

(4) 消費者および生産者の意識

(5) 共通の施設、作業員を使っているか

(6) 価格、である。

しかし、パネルは、同種産品は一つとするITCの決定の根拠となる実質的証拠が少なすぎるとして、原生マグネシウムと合金マグネシウムが一つの同種産品を構成するとはみなさなかった。

これまでGATTでは「同種の産品」について、旧補助金コード第6条1脚注において「この協定において『同種の産品』とは、同一の産品、すなわち、当該産品とすべての点で同じである産品又は、そのような産品がない場合には、すべての点で同じではないが当該産品と極めて類似した性質を有する他の産品をいうものと解する。」と規定されている。WTO協定15.1脚注でも同様の定義がおかれており、今回のパネルの判断は、これらの規定に沿ったものといえる。

2. 損害の決定について

《パネルの決定（8月27日）》

米国の原生マグネシウム産業と合金マグネシウム産業がカナダからの輸入によって損害を受けているかどうかの決定について、以下のことを検討するようITCに求めた。

(1) 調査対象となっている輸入品の総量

(2) 輸入品による国内同種産品の価格への影響

(3) 同種産品の生産者に対する輸入品の影響

旧補助金コード第6条1

「…損害の決定は、(a)補助金の交付を受けた産品の輸入量及び当該産品の輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響ならびに(b)補助金の交付を受けた産品の輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う。」

WTO協定15.3脚注でも同様の規定がおかれており、今回のパネルの判断は、これらの規定に沿ったものといえる。

（田村次朗）